

令和 7 年度 社会福祉法人あんさんぶる事業計画（案）

法人理念

障がいのある方の思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人を目指します。

基本方針

令和 7 年 4 月より、2 棟目となる共同生活援助ぼぬーるを伊丹市鴻池で開所し事業スタートとなります。入居して頂くことを決めていただいた、利用者さんや親御さんの思いに感謝を忘れず、重度障がい者の方が地域で豊かに生活できるように支援させていただきたいと思えます。併せて同年 4 月から訪問看護ステーションあんさんぶるを開所し、まずはグループホームに入居の方の体調管理をしっかり行って参ります。感染症や医療処置やその判断なども医師と連携しながら、健康的に過ごしていただき、あんさんぶるのご利用者さんにとって心強くなるよう支援の質の向上に努めていきます。

グランデール（放課後等デイサービス）・生活介護（あんさんぶる、せかんど）・居宅サービス・相談支援・共同生活援助（しゃるーる、ぼぬーる）・訪問看護と各事業連携しながら、あんさんぶるの利用者さんや関わる皆様が安心した地域生活がおくれるように引き続き事業展開を行って行きます。

この地域で親亡き後の支援の問題が解決できるように、あんさんぶるは充実したサービスの提供及び職員採用と教育に力を入れながら、事業を継続していきます。

会議

会議・委員会	開催日時	対象者
全体会議	第 2 火曜日・11 時 15 分～	全職員
チーム会議	第 2 火曜日・10 時～	全職員
リーダー、副リーダー会議	第 1 月曜日・19 時 30～	理事長、リーダー、副リーダー
運営会議	第 4 火曜日・10 時 30 分 もしくは 19 時 30 分～	理事長、リーダー
感染対策委員会	3 ヶ月に 1 回	各担当職員
虐待防止・身体拘束廃止	3 ヶ月に 1 回	各担当職員
各委員会	2 ヶ月に 1 回	各担当職員

委員会

- ・感染対策委員会

目的：感染症に関する提案や研修を行い感染予防に努める。

- ・虐待防止身体拘束廃止委員会

目的： 利用者の尊厳と自主性を尊重して、身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束廃止・虐待防止に向けた意識を持ちケアの実施に努める。

- ・研修・IT・ケアサポート委員（研修企画・システム・記録書類）

目的：支援に必要とされる利用者情報や記録物の管理及び整理を行う。

- ・職員の資質向上を目的に、研修の企画及び運営を行う。
- ・IT 技術を活用した業務改善及び構築し効率化と情報の共有を図り運営における課題等を解決する。

- ・行事地域交流委員（年間行事・月間行事・ボランティア・社会資源の活用）

目的：四季に合わせた余暇や ICF(国際生活機能分類)に基づき行事内容を考え、地域社会資源活用へつながる取り組みを計画、実行する。
年間及び月間行事の立案と運営を行う。

- ・施設整備委員（車両・美化・環境整備）

目的：利用者、職員が安心安全に車両を利用できるように車両の管理及び運連技術の提供に努めます。美環境整備美化活動においては日々の清掃や徹底して無駄をなくし、社員のモラル向上など意識改革を図る。

- ・介護技術委員（支援計画・日常生活全般における介護技術の提供）

目的：日常生活全般の支援に求められる介護技術について、安全かつ安心感のもてるよう職員の介護技術向上の提供や研修を立案・実施を行う。

研修計画

※別紙参照

年間行事

※別紙参照

職員処遇、育成

○新しい処遇改善加算なども算定しながら、職員の処遇をよりよくしていきます。

○イーラーニング活用した自己学習システムを継続し、委員会等通じ活用することで日々のサービスの質の向上に努めます。

○支援計画会議・支援計画作成研修

サービス管理責任者を中心に各職員が担当利用者の長期・短期の目標を立案できるよう研修及び委員会にて検討をしていきます。外部のサービス担当者会議に担当職員の積極的な参加に加え、内部のサービス担当者会議は定期に開催しサービス情報の共有と統一性の持った介護を提供できるようにしていきます。

事業方針

○総務

4月から新たにグループホーム「ぼぬーる」開所、さらに訪問看護事業の開設も予定されているため、請求業務が一段とボリュームのあるものになります。また、居宅介護・移動支援の請求に使用しているソフト（EM システムズ「訪問介護 響」）が令和7年末でサービス終了となるため、リタリコの「かんたん介護ソフト」への乗り換えを行います。こちらは現在準備を進めており、3月利用分（4月請求分）からの完全移行を目指しています。準備を適宜進め、請求業務のスムーズな運用を目指します。

総務行動指針

・利用者様にとっての「窓口」をいう意識を持つ

利用者様と直接かわることが少ないぶん、情報の収集と把握に努めます。

利用者様やご家族様から電話がかかってきたとき、利用者様にとって最初の「窓口」となるのは総務であることが大半です。利用者様から聞いたことを現場のスタッフの皆様へ正確かつ迅速に伝えることで、利用者様の要望にスムーズに応えられるようにします。利用者様と直接関わることが少ないぶん、利用者様についての情報収集と把握に努めます。

・スタッフにとって働きやすい環境を作る

入社時オリエンテーションの充実や労務管理、および LINE WORKS など各種 IT ツールを用いて、情報共有の円滑化を図り、スタッフの方々が働きやすい環境を整えていきます。

・必要な時に必要な情報をすぐに取り出せる、各種情報の整理・管理

労務・財務や介護給付費の請求など、様々な情報・書類などがあり、状況に応じて必要とな

る情報も様々です。情報の整理を進め、必要な時に必要な情報を取り出せるようにしていきます。

○生活介護あんさんぶる・せかんど事業方針

利用者：社会参加にむけて地域との関わり（社会資源の活用）、本人の住み慣れた地域の中で社会の一員として社会との繋がりをもち生き続けることを基本とし、利用者一人ひとりに合った活動内容や提供方法を必要に応じて見直しをはかり、日中活動の楽しさ、達成感が得られるように努めます。

生活介護あんさんぶる・せかんどは、利用者さんの身体機能維持と可能性拡大を追求し生活の質向上を図ります。生産的活動や創作活動の取り組みを行い、利用者間、社会との繋がりをもち自信と充実感が持てるよう自立支援を行います。

職員：利用者情報とその過程（過去現状）を随時取得し、介護職員として観察力（見極める力）、視野を広く追及（探求）し、誰と関わらず挑む（チャレンジ）気持ちを持ち続けて欲しい。

定員

- ・あんさんぶる定員 20 名
- ・せかんど定員 10 名

利用者受け入れとして生活介護あんさんぶる・せかんど共に、主に重度身体障がいの方を中心とした受入れを行います。

日中班行動指針

《利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。》

- ・私たちは、仲間を大切にし、共に成長できる「最幸」の職場を創造します。

（自己中心的な価値観、自己主張ばかりでは「チームワーク」を必要とする仕事を行うことはできません。仲間を助け時には助けられ、互いを尊重できる職場には「成長・安心・喜び」が生まれます。私たちは、共に働く仲間とのつながりを大切にし、自らも成長でき、一人ひとりが「最幸」の職場をつくります。）

- ・私たちは連携と共同を大切にします。
- ・私たちは豊かな感情を大切にします。
- ・私たちは地域の方々と御利用者様が自然な形で繋がるサービス提供を目指します。
- ・私たちは相手の気持ちを考え行動します。
- ・私たちは常に笑顔で御利用者の立場にたってサービスを提供します。

日 課

「生活介護 あんさんぶる・せかんど」

開所日：月曜日～日曜日、年末年始（12月31日～1月3日を除く）

9：30～10:00 送迎

10：00～10:30 朝の会

10：30～11:50 外出レク・生産活動・創作活動・音楽療法

12：00～13:15 昼食

13：30～15:30 入浴・生産活動・創作活動・余暇活動

15：30～16:00 帰宅準備・送迎

16：00～ 帰宅

○医療班（訪問看護あんさんぶる）

医療班方針

○医療ケアの必要な利用者に対して共通した認識が持てるよう、「判断力・医療技術・知識」を習得し統一した医療ケアを提供するよう努めます。

利用者との関わりについて、その日の担当利用者に関わらず医療ケアの方を中心に利用される方全員に関わり健康管理に努めます。また医療ケアの必要な方へ柔軟な受け入れを行うべく介護職員との協力体制及び喀痰吸引等の資格取得に積極的な取り組みを行います。また、4月より訪問看護事業がはじまります。他職種との連携を図り、グループホーム入所者様の健康管理と維持に努めていきます。

医療班行動指針

- ・ 三つの安…安全・安楽・安心を意識した医療ケアを提供する
- ・ 他職種との連携を図り、入所者様の健康管理と維持に努めます
- ・ 質の高い医療サービスを提供する為、知識・技術の向上に努めます
- ・ 利用者様の状況・状態に応じて必要な医療を提供していきます
- ・ 多職種の職員と利用者様の情報共有し、医療サービスに反映していきます
- ・ 医療ケアにおいて、利用者様の安全・安楽を第一に考え事故・トラブルを防ぎます
- ・ 利用者様・スタッフの状態を観察し状態把握を行い健康管理に努めていきます
- ・ 標準予防策を徹底し、あらゆる感染予防に努めます
- ・ 社内・社外の研修などを活用・共有しスタッフの専門性向上に努めます
- ・ 利用者様の訪問看護計画を作成し、健康状態と経過、看護の目標や内容、その他必要な事項について評価を行うとともに、計画の修正を行い、目標を達成します
- ・ どんなことでも報告・連絡・相談を行い、利用者様や関係する方のことを第一に考える

○居宅サービスセンターあんさんぶる事業方針

居宅サービスである訪問入浴や通院（身体・重訪）及び外出や社会交流（行動援護・移動支援）の提供を行うにあたり、あんさんぶるの特色でもある利用者ニーズに沿った柔軟な受け入れを行い、安全で安心感の持てる介護の提供を目指し、職員の技術向上と情報共有を図り統一した介護を提供して行きます。

在宅班行動指針

1.挨拶をする

相手に気持ちいいと思われる挨拶をすることでコミュニケーションを取りやすくする。

2.利用者ファースト

利用者が望む生活・生活支援を中心に考え、利用者にとって最適な支援を提供することを目指す。

3.安全面を確保する

利用者が安全に生活できるよう、環境整備やサービス提供職員の安全対策を行い、事故やトラブルを未然に防ぐ。

4.継続的な学習

常に新しい知識や技術を習得し、質の高いケアを提供できるよう努めます。

5.清潔

清潔な環境を保ち、感染予防に努めます。

○共同生活援助事業方針（しゃるーる・ぼぬーる）

共同生活援助班方針

○法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、共同生活援助（しゃるーる）は、利用者が住み慣れた地域の中で社会の一員として日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の提供その他の日常生活上の援助を行います。

○令和7年度は、共同生活援助ぼぬーるが令和7年4月に伊丹市鴻池に開所する。

生活のベースが自宅からグループホームに変わる為、利用者の様子をしっかりと観察し、家族を含めた関係者と情報を共有していきます。チームでの支援の強化に努めます。

一棟目同様に安心、安全に利用者が過ごせるように支援していきます。

利用者の処遇

（1）心身の状況等の把握、健康管理

利用者の心身状況、環境、他の保険医療・福祉サービスの、利用状況の把握に努め

必要に応じた情報の提供、連携に努める。それに伴い、毎日の体調管理を行い体調不良時等の際には、情報共有ツール（ラインワークス）での連絡共有を行い速やかな対応をする。また、健康支援面で特に食事内容の充実と病気の治療・予防のため適切な服薬管理を行います。

（2） 相談及び援助

利用者及び家族等が希望する生活や利用者の心身状況等を把握し、利用者や家族等の相談に応じるとともに適切な助言、援助等を行う。

（3） 利用者個々の力に合わせた支援

利用者個々の障害特性や強みの把握、必要な支援についてのアセスメントを再度行い、サポートブックの更新を行います。社内研修やケース検討、カンファレンス等を実施し、個々に合わせたかかわり、ライフステージに合わせた支援を行い、生活の充実を図ります。本人、ご家族のニーズ把握に努め、相談員や他事業所と連携し、支援の統一を行います。

（4） 権利擁護

虐待防止と身体拘束適正化のために委員会活動の充実・職員への周知徹底を図るとともに、障害者差別解消、意思決定支援に関する研修を進め、職員の意識向上を図り利用者の人権を守ります。

（5） 地域交流・余暇支援

利用者個々の余暇支援を充実するために、法人内イベントへの参加、地域内でのイベントや催し物などに積極的に参加できるよう取り組みます。相談員、他事業所と連携し、個別の余暇ニーズに対応できるように努めます。

（6） 家族・日中活動施設等との調整

家族（又はそれに代わる支援者）及び、日中活動支援等と連絡を密に取り合い利用者の状況を把握し、円滑で安定した生活が送れるよう支援をする。

（7） 環境の整備

事業所を安心かつ安全に、日常生活を快適に送って頂けるよう、ホーム環境の定期的な点検および都度の修繕・整備を行います。

（8） 安全衛生

事故報告書等を用いて事故検討委員会を開催し、事故減少に向けた取り組みを行なう。感染対策委員と連携し、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底し啓発活動につとめる。又、職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修

への参加や、内部研修に努める。

○相談支援事業方針

地域の中で、社会人とし働き方や過ごし方を決定していく上で重要となる障がい児から成人の方を中心に相談支援を行っていきます。又、成人から高齢（介護保険）へと切り替え時期には利用者自身で選択肢を持ち、本人の望む生活が実現できるよう寄り添った支援を行います。

複数事業所による協働モデル（機能強化）をもとに他事業所との協働（週一回の事例検討等会議・24 時間連絡体制・困難事例等）による相談支援の質の向上に努めます。

伊丹市主催である自立支援協議会の各部会へ積極的に参加し地域貢献に努めます。

- ・地域生活支援拠点部会 年 2 回（9 月 1 月）伊丹市内の 15 団体 伊丹市役所内 参加
- ・伊丹市障害者相談支援事業所連絡会 年 5 回（5 月 7 月 9 月 11 月（拡大会議 1 月）参加
- ・阪神北圏域相談支援専門員定例連絡会 年 6 回（5 月 7 月 9 月 11 月 1 月 3 月） 参加
- ・協働会議 週 1 回（月 2 回事例検討）木曜日 9:00 から 10:00 セカンド内 参加

必要な研修に参加し、社会資源や制度など知識や技術の向上を目指し、障害の理解を深め、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律制度を学び、計画相談していきます。

（報告）

- ・権利擁護 市民講演会障害のある子とその親の「親亡き後」に備えて」（R6 年 7 月）
- ・いたみ杉の子公開研修「障害の重い人にとって働くとは」（R6 年 9 月）
- ・発達障害実務者養成講座（児童期）（R6 年 8 月 9 月 10 月）
- ・障害者虐待対応向上研修 C 管理者・虐待防止責任者向け研修 （R6 年 2 月）
- ・阪神圏域相談支援フォローアップ研修「意思決定支援で活用できるダイアログ入門」（R7 年 1 月）

人員体制

2 名体制を目指します。担当する利用者数延べ 90 名のところ延べ 150 名を目指し、月平均相談員 1 人当たりプラン件数（モニタリング含む）35 件を目指します。

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費算定に係る体制

計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費算定に係る体制等に関する届け出（報告）

- ・相談支援機能強化型 I→II 令和 6 年 5 月 1 日 届け出
- ・精神障害者体制加算 II→I 令和 6 年 8 月 26 日 届け出
- ・行動障害支援体制加算 I 令和 6 年 8 月 26 日 届け出

○放課後等デイサービス グランデール事業方針

重度の障がいや医療的ケアが必要な方を対象に個々に適した活動や支援を提供し、様々な経験を積み上げ、好きな事を見つけたり、得意な事は伸ばしたり、苦手な事にはチャレンジできるよう関わりサポートしていきます。またご本人・ご家族にとって安心できる日中の活動の場を提供します。

主な行事等

長期休みに社会経験を積み、社会資源を学べるようお出かけします。季節に合わせた行事を体験し四季を感じられるよう支援します(プール・ハロウィン・クリスマス・お正月など)食の興味や関心をもってもらえるよう調理実習を実施します。表現力を養い、表現する楽しさを知ってもらえるよう創作活動を行います。音楽療法に参加することで豊かな感性を養っていきます。

健康・生活 日常生活の支援(食事・入浴・排泄など)の中で細やかな観察を行い、健康で安定した生活リズムを身につけられるよう支援します。

運動・感覚 日中の創作活動を通じて、自己表現ができるよう支援し、自分の能力を用いて作品作りに参加し、達成感を大切にしていきます。なお PT や音楽療法の専門の先生によるリハビリ、楽器を用いた運動などで身体を動かし、感覚の刺激にも取り組んでいます。

認知・行動 日中活動中のイベントやレクリエーションで、遊びを通して他の利用者様との関りを大事にするとともに、しっかりと自分を発揮できるような環境作りを行っていきます。また、日々の宿題に取り組み得意な事、苦手な事を知り、日々の活動に反映させていきます。

言語・コミュニケーション 職員や友達との関りの中で言葉だけでなく自分なりの表現で伝えようとする力をサポートしていきます。

人間関係・社会性 友達や職員と関りを深め、工夫や協力し合い一緒に活動をする経験を大切にします。集団での療育や活動(音楽療法や創作活動・外出等)を通して豊かな感性や表現する力を養います。

実施時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。(日曜・祝日及び年末年始の12月31日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 9時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間

第1単位 15時00分から17時30分までとする。

但し、水曜日は14時00分から17時30分までとする。

第2単位 11時00分から17時00分までとする。(土曜、長期休暇等、「教育委員会
等が定める」休業日)

定員

5名(1～2名医療ケア児)

防災計画

防災計画を作成し、諸機関と連携しつつ年2回(4月・11月)の避難訓練を行う。
自動火災報知機を設置及び点検(2/年)。

防火管理者	総指揮	本部・居宅	(姥谷 博幸)
	総指揮	せかんど・グランデール	(田中 公宏)
	総指揮	しゃるーる	(中井 真一)
	総指揮	ぼぬーる	(木村 駿人)